

平成30年度 第1回江別市消防委員会議事録

日 時：平成30年8月22日（水）

15:00～16:02

場 所：消防本部庁舎多目的ホール

出席者【敬称略】

消防委員会：	委員長	村田京華	
	副委員長	有野正勝	
	委員	小原愛香	
	委員	小山功	
	委員	川岸裕子	
	委員	新屋光彦	
	委員	丸山博幸	7名
消防本部：	消防長、次長、署長、警防課長、指令課長、消防課長、予防課長、救急課長、 江別出張所長、野幌出張所長、大麻出張所長		11名
	(事務局) 総務課長、総務係長、総務係員		3名
			計21名

議事内容

3. 報告事項

村田委員長 次第の3、報告事項（1）消防職員の不祥事に係る処分について、担当より説明をお願いいたします。

内山署長 職員の不祥事に係る処分について、ご報告申し上げます。

今回処分となった職員とその事件の概要であります。処分となった職員は消防署江別出張所の消防士（23歳）であり、本年4月10日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反容疑で逮捕されたものであります。

当該職員は、昨年9月に、札幌市白石区内のホテルにおいて、当時15歳の児童に対し現金1万円の対償を供与する約束をし、いかがわしい行為を行ったとして、本年4月10日札幌方面東警察署に逮捕、その後5月9日に略式起訴され罰金50万円の略式命令を受けたところであります。

消防本部といたしましては、同月28日に江別市職員賞罰審査委員会からの意見具申を受け、同じく30日付けで当該職員を処分しております。

当該職員の処分内容につきましては、懲戒処分として「免職」といたしました。その理由につきましては、児童買春等に関する法律違反容疑で逮捕・起訴され、刑事処分を受けるに至った行為は、公務員の法令遵守義務に違反し、また、市職

員としての職の信用を著しく傷つけ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、地方公務員法に定める懲戒事由に該当するものと判断したものであります。

これまでも、職員に対し綱紀保持と服務規律の確保を促してまいりましたが、今後は、より一層職員が一丸となり職務に精励するとともに、全体の奉仕者という公務員の基本に立ち返って倫理の高揚に努め、市民の信頼回復を図ってまいる所存であります。

ご報告につきましては以上であります。

村田委員長      それでは、只今の説明につきまして質問等はございませんか。

今回、不祥事により職員が処分されたという報告でございますが、市民目線から見ると処分の結果より不祥事の内容が非常に残念でならないと思うところがあります。

皆様は立场上、公私を問わず常に市民から見られていることを再認識し、これまでと同様、今後とも市民生活の安全安心のために業務の遂行にあたっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

他になければ次に進めさせていただきたいと思っております。

続いて、報告事項（２）第２回市議会定例会案件・一般質問（消防関連）についてのア 一般質問について、担当より報告をお願いいたします。

宮腰次長      私から、次第３ 報告事項（２）のア「平成３０年第２回市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。お手元の１ページ、資料１をご覧ください。

公明党の徳田哲議員から一般質問のありました「消防用設備等の自家発電設備の点検について」、消防部としての答弁内容をご説明いたします。

「消防用設備等の自家発電設備の点検について」、質問の概要といたしまして、消防法では、用途や規模等に応じ消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられております。さらにこれらの消防用設備等は火災時に常用電源が停止した場合においても、正常に稼働するように、特に屋内消火栓やスプリンクラーなどの消火設備を設置している建物は、受電設備や自家発電設備、蓄電池設備などの非常電源を附置することが定められております。

また、これらの非常電源は、定められた点検要領で定期的に点検し、消防署長等へ報告する義務があるものであります。

今回の質問の背景には、この自家発電設備の定期的な点検において、点検基準上、普段は止まっている発電設備を実際に動かして送電し、異臭や油漏れ等の異常がないか確認する「負荷運転」を年１回実施しなければなりませんでしたが、他市においてその負荷運転を正しく行っていないにも関わらず、消防に提出する点検票に実施済みを表す記号を記し、誤った報告をしている事例が全国各地で明るみとなり、国会で問題になったものであります。

そこで議員の方からは江別市の実態はどうか正しく行われていたのかという部分について、質問されたものであります。

答弁としては、消防用設備等の非常電源として自家発電設備が設置され、負荷

運転試験が必要となる市有施設は「江別市立病院」、「江別市環境クリーンセンター」、「江別市コミュニティセンター」など11施設あり、これらの施設における点検結果については、負荷運転試験が必要な市有11施設のうち負荷運転試験を実施したものが9施設、未実施が2施設であり、この2施設に対しては報告受領時に点検要領に基づき点検を行うよう指導したものであります。

また、この点検の報告は所有者や施設の管理者などから資格を持った業者に直接依頼を行うものであります。市の姿勢として業者まかせになっていたことで、不備を見抜けなかったのではという指摘が議員からもあり、今後は市においても消防と連携し、これまでと同様に記載内容を確認するなど、関係者に対し適切な指導を行ってまいりたいと答弁したものであります。

なお、質問中（1）から（3）については消防部、（4）及び（5）については施設の所管であります総務部が答弁しております。

大変雑駁な説明であります。答弁の内容は全文掲載しておりますので後ほどご一読願います。

私からの報告事項は、以上でございます。

村田委員長      それでは、只今の報告につきまして質問等はございませんか。

小山委員      一般質問についてですが、今回、自家発電設備の維持管理方法や定期点検の報告要領等について一般質問を受けたと認識いたしました。また、この他の消防用設備にも様々な非常用電源等もあるものと思っておりますが、法律に基づいた点検要領や点検結果の報告というものは火災時に正常に機能させるために非常に重要であることも認識させていただきました。

そこで質問させていただきますが、消防本部として消防用設備の点検の未報告についての数値的な実態とこれらの違反に対しての指導などは、どのように行われているのか伺います。

予防課長      平成29年中に江別市内で消防用設備等の点検を実施し、報告の義務がある建物は3,109棟ございました。そのうち2,288棟からは報告がありましたが、821棟からは未報告という状況でした。報告率としては約73.6%であり、全国的な点検報告率は50%前後であることから報告率としては悪いものではないと思っておりますが、未報告の建物があるのも事実であります。

只今のご質問にありました指導の方法につきましては、未報告の建物への消防職員による立ち入り検査の際に関係者に対し直接指導する他、後日改善を促す通知書を発送し消防用設備等の点検並びにその報告を求め指導しているところであります。

村田委員長      他に質問等はございませんか。

未報告という違反の実態が結構あるということを理解させていただきました。今後とも引き続き事業所等に対し、改善などを行っていただきたいと思っております。

それでは続きまして、イ 財産の取得について、担当より報告をお願いいたします。

警防課長 報告事項（２）のイ 財産の取得についてご説明いたします。お手元の資料５ページ 資料２をご覧ください。

本年２月に開催されました平成２９年度第２回消防委員会においてご説明いたしましたが、消防署に配置しております、はしご付消防自動車は、取得から２４年が経過し、老朽化が著しいことから更新するものであります。

今回取得しようとする車両は、はしごの先端部分が屈折することにより、電線や立木等の障害物を回避できることや、鉄道高架上及び高速道路上での事故にも対応することが可能となり、活動範囲が拡大するものであります。

また、はしご先端部に設置してあります、バスケットの最大許容荷重が大幅に増加することで、１回あたりの救出人員が増え、要救助者の救出時間を短縮できることから、救助活動の充実強化が図られ、さらなる安全かつ確実な災害活動の展開が可能となります。

取得いたします車両は、本年５月に指名競争入札を行い、札幌市にございます、株式会社北海道モリタが約２億４、３００万円で落札し、６月の第２回市議会定例会の議決を経て、売買に関する本契約を締結したものであります。

私からの報告は、以上でございます。

村田委員長 それでは、只今の報告につきまして質問等はございませんか。

小原委員 はしご車の件は本年２月の委員会で説明を受けておりますので、概要は把握しております。今後、はしご車の納車時期はいつ頃になる予定ですか。また、既存のはしご車はどのような処分方法になるのでしょうか。

警防課長 納車についてですが、契約上は来年１月下旬までとなっておりますが、現在の進行状況から１０月中旬を予定しております。

また、現行のはしご車の処分についてですが、完全廃車として、絶対に使用できないものにする予定でございます。

村田委員長 ありがとうございます。それでは改めて納車になりましたら当委員会へもお披露目の程、よろしくをお願いいたします。

他になければ（３）住宅用火災警報器「更新促進強化年」への取組みについて、担当より報告をお願いいたします。

予防課長 資料６ページ 資料３住宅用火災警報器「更新促進強化年」への取組みについてご説明いたします。

住宅用火災警報器の設置義務化から１０年が経過していることから、今年度と来年度の２か年を消防本部防火推進計画において、住宅用火災警報器の「更新促

進強化年」と位置付け、住宅防火について積極的な啓発活動を展開することとしております。本日はその具体的な取組内容をご紹介します。

1点目としまして、積極的な出前講座の開催でございます。消防訓練等の様々な機会におきましても、住宅用火災警報器の設置、普及並びに更新については講習等を開いておりますが、今年度につきましては、市の出前講座メニューに「火災予防」並びに「住宅用火災警報器」について登録を行いました。また、自治会や民生委員児童委員の会議に出席し、出前講座開催の協力依頼をしているところでございます。

2点目としまして、出前講座等に使用するための広報資器材充実への取組を行っております。出前講座等の際に耳から話を聴くだけでなく、視覚からの情報により強く印象付けるために、写真を用いた講義資料の作成や実際に火災の際に住宅用火災警報器が作動する様子を見てもらうため、住宅をミニチュアで再現した「住宅用火災警報器デモボックス」を作成し、効率的な出前講座の開催に取り組んでおります。その他にもオリジナルの「のぼり」や公民館等、市民の利用施設に設置してもらう「住宅用火災警報器展示パネル」を作成し、市民に関心を持ってもらうための広報資器材の充実整備を図っております。また、委員長左手の当ホールの窓ガラスには更新を促進するウインドサインを作成し、PRを行っているところでございます。

本日は只今ご紹介しましたデモボックスと展示パネルをご用意いたしましたので、実物をご覧になっていただきたいと思っております。

デモボックスにつきましては、市内居住のドールハウス愛好家の方のご協力をいただき、4つの部屋を再現しております。台所、リビング、子ども部屋、和室、階段室、この5つのパーツをばらばらにすることができるため、出張所等が必要とする際は、1つの部屋だけを持って歩いて直接住宅用火災警報器が鳴る様子を見ていただくことができます。(住宅用火災警報器が鳴動する様子を実演)

また、皆様方から見て左手の小さい展示パネルにつきましては、公民館のカウンター等に設置していただき、市民の方が直接点検のためのボタンなどに触って音を出して自宅でも点検していただけるようにしているところでございます。これにつきましても、職員がデザインを考案し作成させていただきました。

また、今作動する住宅用火災警報器は無線連動式と言って、住宅の中の一か所で煙を感知すると、設置している全ての感知器から警報が鳴る仕様となっております。夜間等、他の部屋からの火災を早期に防ぐために有効なものであることから、このデモボックスを使用する際は無線連動式のものを設置させていただきました。以上が広報資器材のご紹介でした。

3点目としまして、住宅防火アドバイザー養成研修会の開催を検討しております。目的といたしましては、住宅防火の担い手を養成し、地域における火災予防を推進することとしております。実施日につきましては、市内3地区におきまして、火災予防運動期間中にそれぞれ開催する予定でございます。日時等につきましては記載のとおりですが、より多くの市民の方が参加していただけるよう平日につきましては夕方、他地区につきましては土曜、日曜の午前中という時間帯に

しているところでございます。主な参加対象は自治役員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、大学生等としておりますが、広く広報する予定でおりますので、一般の方の参加も受け付けていく予定でございます。また、研修会の内容といたしましては、防火講話、その他只今ご紹介しましたデモボックスを使用しました住宅用火災警報器のデモンストレーション、消火器の取扱訓練、天ぷら火災を実際に再現して火災危険を知っていただこうと考えております。

また、下段につきましては、7月末現在の火災発生状況を記載しておりますのでご確認いただければと思います。

ご報告につきましては以上です。

村田委員長      それでは、只今の報告につきまして質問等はございませんか。

有野副委員長      住宅用火災警報器の更新促進強化に向け様々な取組みを行われるということでございます。

近年は火災が少なくなったとお聞きしておりますが、やはりこれら火災予防の広報活動を継続してきたというのが功を奏しているのかなと感じております。

そこで今年度新たな取組みといたしまして、住宅防火アドバイザー養成研修会を開催されるとのことですが、実際に研修を受けられる方々はやはり防火に対して使命感をもって研修を受ける方が多いのかなと思いますし、これから消防本部と各地域との火災予防に関する橋渡しの役割も担うのではないかとも思います。

講習を受けた方々のモチベーション向上のために何か受講証明書等をもたらしたりするのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

予防課長          受講証明書等の交付は現在のところ考えておりませんが、只今言われましたとおり住宅用火災警報器の設置等につきましては、ご家庭からさらには地域の中で広めていただくことを目的としています。受講した方がご自宅に帰ってからも防火意識を高く持ち続けていただく必要があることから、ご質問を参考に今後修了証等の発行についても検討させていただきたいと思っております。

村田委員長      他に質問等はございませんか。なければ私の方から2つ程質問させていただきます。今年の火災発生状況は別段に記載されております。火災件数は少なくなってきたと聞いておりますが、最近の住宅火災で一番多く要因となっているものと設置義務化から10年が経過しておりますが、火災発生住宅で住宅用火災警報器が未設置だった家があるのかどうかお聞きしたいと思います。

予防課長          住宅火災の原因としましては、一般的に多いといわれるのは「たばこ」「コンロ」「ストーブ」です。現在までの火災状況では「たばこ」もございしますが、近年多いのは電気の配線等に係るものが見受けられます。先程も言いました出前講座等の際には、なかなか市民が気づきにくい電気コード類からの火災危険についても

広く周知しているところでございます。詳しい数字は持っていませんが、現在のところ住宅火災で住宅用火災警報器が設置されていた住宅はありませんでした。

村田委員長 火災予防の更なる普及を図る観点からみるとやはり、消防本部からやらされているというのではなく、市民一人一人の自主的な部分の意識向上が重要になってくるのではないかと思います。教える側、受ける側のメリットは火災による停電や火災件数の減少と直接的に繋がる共通部分ですので、より効果的な推進を図っていただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。

他になければ（４）平成３０年度消防学校派遣・免許取得等の状況について、担当より報告をお願いいたします。

総務課長 それでは（４）平成３０年度消防学校派遣・免許取得等の状況についてご説明いたします。お手元の資料８ページから９ページ、資料４をご覧ください。

８ページ上段１の消防職員に対する教育としては、消防大学校や北海道消防学校への各教育課程の派遣と、消防業務における先進都市への研修派遣等でありま

す。２の消防団員に対する教育として、３つの課程に派遣するものであります。３の救急救命士に対する教育として、救命士の資格を有する職員に対する各種教育であります。また、昨年から国の基準に基づき、指導救命士を養成して、現在当市で勤務する救急救命士への教育指導を行い質の向上を図っております。

４につきましては、免許、資格など消防業務を遂行するうえで必要な資格であります。

以上で説明を終わります。

村田委員長 只今の報告につきまして質問等はございませんか。

川岸委員 各学校派遣や資格取得等については、これからの世代交代のためにも継続して行わなければならないと思います。消防本部としてこれからの研修派遣等の基本的な考え方などありましたらお聞きいたします。

総務課長 ご質問の内容は研修派遣の基本的な考え方でございます。

本年３月に策定いたしました消防職員人材育成基本計画に基づき、将来に渡っての研修派遣等にかかる基本理念を明確にいたしました。

その主な内容としては、若手職員の育成のみならず指導者の養成にも早々に着手しなければならないことから、それらを含め人事異動者や退職者が有していた資格、免許などを整理して災害対応や業務に支障が出ないよう計画を立て実施しているところでございます。

川岸委員 先程の不祥事の説明にもございましたが、法令順守や服務規律の向上について常日頃職員の皆様に意識させることが大切だと思います。そのために例えば消防長の言葉を月に１回伝えるだとか職員の研修など、何かされていることがあれば

お聞きしたいと思います。

総務課長 不祥事など何かあった時に服務規律関係の講義を改めて行うわけではありません。消防に限らず市全体として服務規律、綱紀保持の指導については市を挙げて取り組んでいるところでございますので、消防についても年1回は綱紀粛正の指導を行っております。特別個人に対して指導するという内容ではございませんが、公務員倫理の遵守の指導は日常から消防長以下徹底しているところでございます。

村田委員長 どの職場においても世代交代といった部分をスムーズに行えるかどうかは組織の安定維持と人づくりに繋がると思います。ぜひ効果的な研修を進められて市民のための素晴らしい消防体制になっていただくことをお願いいたします。

他にございませんか。なければ(5)今後の消防本部(署)・消防団の主な行事予定について、担当より報告をお願いいたします。

総務課長 総務課よりご説明いたします。資料10ページをご覧ください。今後の消防本部(署)・消防団の主な行事予定でございます。

この予定表では、本年9月から来年2月に開催予定の第2回消防委員会までの市内及び市外の行事について記載しております。米印の行事が、当委員会委員長にご案内する行事でございます。

それでは主な行事の部分で、上からご説明いたします。9月1日は江別市総合防災訓練で、中央小学校で水害をテーマに開催されます。

次に9月3日は第45回全道消防職員意見発表大会道央地区予選会の江別市消防本部の選考会が開催されます。また、昨年より当委員会委員長に審査員のお願いをしております。この意見発表大会道央地区予選会は、石狩、空知、後志の各地域から選ばれた者が消防職員としての体験を通じ、日頃考えていることなどについての意見を発表し、消防職員相互の研さん等に資することが主な目的となっているものでございます。

参考までですが、昨年、当市の職員が道央地区予選会に出場いたしました、残念ながら全道大会には出場できませんでした。今後、全道、全国大会を目指すため職員は日々練習に励んでおりますので、温かいご声援をお願いいたします。

次に9月27日の消防関係物故者慰霊祭についてご説明いたします。この慰霊祭は江別市の安全と防災などに活躍された先人・先輩諸氏の御霊に対し、昭和43年から消防関係者OBで組織する江別まとい会が主催し、ご遺族や関係者が集い、個人に対し追悼を行う霊祭であり、現在(消防本部庁舎の)正面玄関に建てられている顕彰碑に祭られている御霊は287柱となっているものであります。

次に来年1月8日には、江別市役所で開催される消防出初式がございます。この消防出初式は年頭に当たっての消防職団員の士気向上、そして災害のない1年を願い、市民の前で披露するものでございます。例年の内容としては消防職団員の行進の他、車両の観閲、防火服をまとった小学生の行進、幼稚園児による防火の誓いやマーチングバンド演奏披露などであります。



最後に3月7日の消防記念日についてご説明いたします。

この消防記念日は、1948年3月7日に消防組織法が施行され、消防体制が確立したことに由来するもので、一般的な行事としてはこの日に消防活動に貢献した市民の方々への感謝状贈呈などが行われるものでございます。当市においても火災の初期消火や人命救助などで尽力された市民に対し消防協力者として表彰を行います。3月7日にこだわらず速やかに対応し感謝状贈呈を行っております。

説明は以上でございます

村田委員長 只今の報告につきまして質問等はございませんか。

今説明を受けたとおり、通常業務の他に多岐に渡る行事等が控える中、ぜひとも職員の体調管理やライフワークバランスなどを考慮されて業務を進められるようお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、1月に出初式がございます。消防の皆様の普段の活動がわかりますので、出席していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

他にございませんか。なければ次第の4、その他に入ります。

全体を通して何かございますか。

丸山委員 皆様お疲れ様です。貴重な時間を頂戴しありがとうございます。消防団の上半期の動向等についてご報告いたします。消防団は通常、災害対応や予防活動、広報活動、庁舎・車両の管理、訓練や勉強会等をして現在に至っているところです。

普段仕事を持ちながら、対外的な行事等を行っていますが、先日の8月19日に消防団長査閲訓練を開催しました。当日は雨で天候的には恵まれませんでした。会場が消防学校ということで地元で心強い応援団がいて体育館を借りることができまして、小隊訓練と小型ポンプ操法の訓練を実施しました。平成32年度の全道大会に向けてより一層団員の力が入りました。

この訓練は江別市においては消防団員同士が指導的な立場になり、それぞれの技術等を会得していただきたいという意味で常日頃から訓練をして、11年目になります。私も訓練を査閲しましたが、団員の訓練に対する意識が非常に高く、全体で130名程の参加でしたが、各分団が素晴らしいチームワークの中で、それぞれが分団のカラーを出し、真剣に行っていたことが非常に印象的です。市民に対する自分たちの役割、安全安心に対する責任がより一層社会的に重要であると感じ取っていると伝わりました。

先程の年間行事の中でも研修等がありましたが、消防団については消防協会以外に江別市独自で中級研修や初任者研修を当消防団としてやっている次第であります。皆様のご協力によりこのような場でお話しできることに感謝しております。

また、改めて消防委員会の皆様には引き続きご指導ご鞭撻をお願いして私からの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

村田委員長 ありがとうございます。只今消防団長よりお話しいただきましたが、皆様ご

意見等ございますでしょうか。

丸山委員 一つお願いがあります。今消防団員が私を含めて192名います。江別市の条例で定数が200名と決められているのですが、今年度6月1日に7名の方が入団しております。最終的に今年の11月1日には定数の200名を目標にして募集活動を引き続き進めていきたいと考えておりますので、ご協力と情報がありましたら改めてよろしく願いいたします。

村田委員長 うちの事業所にもポスターを貼らせていただいております。広報活動に協力していただきたいと思います。他に何かございますか。

新屋委員 今年豪雨や異常高温などが全国各地で発生していると思います。江別市でも熱中症などが発生しているのではないかと思います。江別市消防本部の熱中症に関する搬送状況や市民に向けた注意喚起などありましたらご説明をお願いします。また、市民向けだけではなく災害現場で活動する消防職員の熱中症対策などありましたら併せてお願いいたします。

警防課長 当市における熱中症、熱中症疑いの救急搬送状況でございますが、本年8月21日現在34人を救急搬送しております。昨年は33件で、昨年より1件多くなっております。年齢区分では、65歳以上の高齢者が約41%、次に7歳～17歳の少年が約32%、18歳～64歳の成人が約26%となっております。全国的な統計でございますが、6月末現在3,481人が搬送されており昨年同期より1.5倍に増加しております。年齢区分では、高齢者の搬送が50.3%となっております。当市における熱中症予防対策でございますが、市ホームページによる広報、救命講習などでチラシ配布を行い、市民に熱中症予防啓発を行っております。また、職員に対する熱中症対策として、製薬会社から講師を招き研修会を2日間実施しております。

消防課長 私からは現場の消防隊員の対策のご紹介をしたいと思います。昨年も委員の皆様には訓練風景を見ていただきましたが、消防職員が普段着用しているフル装備をした服装がこちらでございます。(消防服の実物を紹介)

フル装備で約20kgの重さです。燃えにくい素材となっており、国の指針によると1,000度の熱に対しても十数秒耐えられるということです。ただその場合、実際は中の人間がもたないです。その熱が着ている職員に伝わらないように断熱素材が1枚付けられております。また、保冷剤(アイスパック)を胸元に入れ、体温を調整しようとしております。

そういった装備のおかげで職員の安全は保たれていますが、そうはいいまして去年の夏ですが、気温30度ぐらいの日に建物火災があり、炎の輻射熱で職員が熱中症のような症状になったという事案がございました。そういったことを未然に防ぐためにフル装備を春先ぐらいから早めに着用し、暑いシーズンに入る前

に熱を体に慣らしておくというトレーニングを日頃から行っているところでございます。また、先程警防課長がお話したように今年は製薬会社と熱中症について予備知識を勉強しており、併せて早めの現場要員の交代等も考慮して職員の安全管理に対応していきたいと思っております。

村田委員長     ありがとうございました。最近の異常気象は市民生活においても非常に危険なものではないかと思っております。工業団地内でも7月に工場の中が40～50℃ぐらいになり、作業中の方が熱中症になりましたという報告を何件か受けております。本当に全ての市民や事業所が危機管理意識を持たなければならないと感じております。今一度施設の管理者の方たちや個人個人におかれましても注意していかなければならないことだと思いますので、啓発の方よろしく願いいたします。他に何かございませんか。事務局から何かございますか。

総務課長        ございません。

村田委員長     なければ、これで議事の全てを終了いたします。時間の限られている中、細やかな議案説明に加えまして、皆様より活発な意見をいただき、全て運営できましたことを感謝いたします。本日はどうもありがとうございました。それではこれで議長を解任させていただきます。

総務課長        以上をもちまして、平成30年度第1回江別市消防委員会を閉会いたします。なお、次回開催は2月頃を予定しており、日程は改めてご案内させていただきます。本日はどうもありがとうございました。